

東日本大震災義援金のお取扱いについて

平成23年3月に発生した東日本大震災により甚大な被害が発生しており、被災地の皆様には心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金の受付けをいたしておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 送付先

お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災者の方々に配分されます。

振込依頼書には、必ず送付先「東日本大震災義援金」をご記入ください。

2. 取扱期間

平成23年3月15日～平成24年9月28日

3. お振込先

信金中央金庫 本店

別段預金 日赤義援金口

4. 振込手数料

無 料

※ 当金庫店頭にてお申し付けください。ATM・インターネットバンキング等によるお振込はできません。

※詳しくは窓口にてお尋ねください。

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》

日本赤十字社が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

以 上

松本信用金庫